

阿波市監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 27 年 3 月 30 日

阿波市監査委員 上原 正一
阿波市監査委員 中野 修一
阿波市監査委員 吉田 正

平成 26 年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

(2) 監査実施期間

平成 26 年 10 月から平成 27 年 1 月にかけて実施した。出先機関については現地施設監査として、平成 26 年 5 月から 12 月にかけて実施した。

(3) 監査対象部課

企画総務部	企画総務課、秘書人事課、財政課、危機管理課、契約管材課、庁舎建設課
市民部	市民課、環境衛生課、国保医療課、税務課、人権課、吉野支所地域課、土成支所地域課、市場支所地域課
健康福祉部	社会福祉課、子育て支援課、介護保険課、健康推進課、一条保育所、吉野中央保育所、柿原保育所
産業経済部	農業振興課、農地整備課、商工観光課
建設部	建設課、住宅課、地籍調査課
	水道課
	会計課

教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、 一条小学校、柿原小学校、一条幼稚園、柿原幼稚園 市場公民館、大俣公民館、八幡公民館
	農業委員会事務局
	議会事務局
	監査事務局

(4) 監査の範囲

監査の範囲は、平成 26 年度に執行された財務に関する事務などを対象とした基礎的項目と合わせて、現金の取り扱いに関する事務を重点的項目とした。

(5) 実施方法

実施方法は、各課より監査資料に基づき説明を受けた後に監査委員による質疑応答を実施した。その他、出勤簿や時間外勤務関係、出張関係等帳票類の確認を行った。

2 監査の結果

監査の結果、各部課における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。また、口頭により改善の検討を指示した軽微な事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

3 意見

平成 26 年度一般会計、特別会計等の執行状況を各部課にわたり、監査資料をもとに説明をうけた。重点的項目としては、現金の取り扱いに関する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、各部課等における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されている。事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

(1) 行財政について

国の金融経済は、日銀の大胆な金融緩和により、円安基調を維持している。最近の景気動向の基調判断は、「改善を示している」と、景気が回復局面に転じた可能性が高く、県内においても、緩やかな回復を続けていると報道されている。

しかしながら、景気が良くなったという実感は少なく、原油安に伴うガソリン価格の低下が消費マインドにどのように影響してくるかや、輸出企業を中心とした収益改善が賃金上昇や設備投資にどう結び付くかが注目点となる。

国の財政については、膨大な国債の発行により、危機的な状況にあるが、今ま

で阿波市は、健全な財政状態を維持してきた。しかしながら、大規模な財政出動により、今後の財政運営が重要な課題となる。

全職員が知恵を絞り、市民の負担が最小限になるよう努力することを希望する。あわせて、市民が安全、安心できる市政に力強く取り組み、市民に将来負担が増大しないよう強く要望する。

国が推し進めるアベノミクスによる景気回復の動向がある。東京を中心とする大都市、さらに大企業などでは、その効果が顕著であるといわれているが、地方や中小企業では、その効果はまだ十分波及していないといわれている。その効果が全国により効果をもたらすようにするために、安倍首相は、消費税率 10%への引き上げ延期や賃上げの継続で、「経済再生と財政政策、社会保障改革の三つを同時に達成していく」と国民にその方針を示している。

阿波市も基本的に国の方針に沿って具体的な事業展開で取り組む努力を惜しんではならないだろう。

その一つが「地方創生」という地方振興策である。地方分権を重視して「政府主導を改め、地方の発意による」という地方のための改革を進めていくという政府の方針が伝えられている。

この地方創生が実を結ぶよう、阿波市独自の地方再生の努力が望まれる。人口減や高齢化が進む中で、事業を選別して、限られた予算を有効に使う英知が望まれるといえる。

(2)「現金の取り扱い」(重点的項目)について

職員の現金の取り扱いについては、ほとんどの部署において扱っており、業務遂行の必要性、住民及び関係団体の要望等に起因する。しかしながら、その取り扱いの規則等の詳細は不明瞭である。

業務の遂行上必要な公金については、法令でその取り扱いが定められている。法令に規定のある会計機関の出納員等については、証憑書類上において、その責任を明瞭にしておかなければならない。

さらに、取り扱いの規則等において、責任者をはっきりさせる必要がある。たとえ少額でも公金である。何かの間違いが起きたときは、市全体の信用に関わる問題である。管理の責任と説明できる体制が必要であろう。

また、住民及び関係団体等に起因する現金の扱いは、たとえ市職員が私人の立場としても、現金の保管等は、しないようにすべきである。

会計検査院の発表によると、地方自治体の不正行為等の発生原因は、ほとんどの場合が組織的な要因に起因しているようである。そしてそれは、内部統制の不備が原因となっている。

阿波市の場合、法令に基づく手続きは行われているものの、内部牽制の考え方を基礎として、組織と統制手続きとが相互に結び付き、一体となって機能する仕組みを構築する必要がある。

(3) 事務の執行について

ア 事務処理の合理化等について

国会においては、道州制が提起され、大阪においては、都構想の導入など行政組織を改善すべきだとの声がある。また、地方自治体では、業務の指定管理や業務の民間委託が既に施行されている。これは、各自治体の将来を見据えた施策にほかならない。すなわち、近い将来の少子高齢化を考えた人事配置に鑑み、現在の業務を住民サービスの低下を招くことなく、いかに効率的に行っていくかを考えた行動である。また、効果の乏しい業務は、当然切るべきでもある。

他の自治体にあつては、民間委託により戸籍謄本の発行事務や税金の収納事務等がすでに行われている。地方自治体の事務を民間に委託するについては、守秘義務等の制約を伴う。この問題をいかにしてクリアするか、難しい点が多々あったと考えられる。

阿波市においても、今後、歳入が減少することを踏まえ、粛々と事務の合理化に努められたい。

イ 補助金に関する事務の執行について

国、県、市から各種団体への補助金事業が増加傾向にあり、阿波市においても事務処理が行われている。また、平成 27 年度より地方創生事業に対する要綱等も新しく制定され、事業費が執行されることになると思われる。

補助金事業の所管課は、事務処理と添付資料には特に注意し、公正、公平な予算の執行に努められたい。

(4) 事業の管理について

ア 水道事業における漏水問題について

阿波市内の 4 つの旧町ごとに漏水状況は少しずつ違っているが、3 割から 4 割くらいの水が水道施設等から漏水しているのが現状である。これが 5 割を超すと「半分以上が漏れている」という大変な状況になる。

今後、大規模地震に備え耐震施設の工事をしていかなければならないといわれているが、漏水対策にも並行で修復していくべきである。速やかに対処されたい。

(5) 生活基盤の整備と自主財源の確保について

ア 生活環境づくり

学校施設において、すべての小中学校の耐震改造が完成した。幼稚園、保育所においても、2 つの新しい認定子ども園の完成など子育ての環境施設は充実してきている。今後は子どもを産んで育てられる生活環境づくりが望まれる。

地方再生の大きな取り組みとして、若者が生活できる環境づくり、そんな環境へ移住できる職場の開拓、その関連として農業、工業、ハイテク産業の企業誘致などを検討されたい。

イ 自主財源の確保

自主財源の乏しい阿波市の、合併 10 年目を迎える平成 27 年度の予算は、自主財源と地方交付税、国庫支出金が主な歳入となるため、大型事業の計画については特に注意されたい。

また、自主財源の確保に向けて企業誘致など県と協議し、工業団地造成の計画を検討されたい。

(6) 施設の活用及び管理について

新しい阿波市役所、交流防災拠点施設「アエルワ」、給食センターの完成で新しい市の中心となる施設が完成した。この新しい施設の有効な活用が望まれている。

それと関連して、旧の市役所並びに旧の役場、関連施設の活用であろう。人口減少の中でこれらの施設が老朽化して使い便利が悪くなったり、生活が多様化して利用されなくなったりして時代の変化の中で置き去りになりつつある。

今後、耐震構造を付加して施設を改造して維持するのか、あるいは施設を整理統合して維持管理費をなくしていくのか。色々な施設を含めて総合的に考えていく長期的な活用プランが望まれる。

(7) 市民サービスについて

平成 27 年 1 月 1 日より、新庁舎で市長はじめ行政事務担当者が一体となって勤務することにより、なお一層の行政事務の効率化が図られると思っている。今後、職員は市民の公人としての職務を常に心がけ、新庁舎に来る市民に対し、サービス心で対応されたい。そして、市民からの要望に早く答えるべく事務を執行されたい。

また、本庁舎が市場町に移り、支所が吉野、土成、阿波となり、特に高齢者が本庁舎に行くのは大変と思われる。については、各支所でできる事務について十分検討されたい。

(8) むすび

以上のことを念頭に置き、次の事項については、その内容を十分に検討し、速やかに措置を講ずるなど、今後の適正な事務事業の施行に万全を期されることを重ねて要望する。

ア 現金の取り扱いについては業務リスクの軽減を図り、内部統制の再構築を行うこと。

イ 公共工事については、監督及び検査を十分に行うとともに、目的物の受取り後における瑕疵担保責任の履行についても十分留意すること。

ウ 阿波市補助金交付規則等に基づく各種団体への補助金の交付事業については、特に担当者及び上司は事業内容を精査・検証の上、執行するよう注意すること。